

Ski Instructor of JAPAN

INSTRUKTOR

日本スキー指導員会会報

昭和59年12月25日発行 第1号

親睦と交流
の指導員会

旗印に集い大なる躍進を

会長が創刊のあいさつ

去る十月三十日(財)全日本スキー連盟公式認知による日本スキー指導員会の設立準備会ならびに創立総会が、東京・お茶の水の日本学生会館で行われ、ここに創立された。

ここに至るまでに、いろいろな経過があったが、ともかく全国の基礎スキー指導員を横につなぐ組織ができたことは、まことに喜ばしいことである。

SAJの指導員である我々がみんなで横の連絡を取り合って団結しなければならぬのではないか。という話し合いがなされたのは第十一回インタースキーが蔵王で開かれたその時であった。当時SAJとSIAとの関係が大変ギクシャクしており、SAJの組織の中にもSIAA寄りの方がいたり、噂さが噂さ呼んで、それが私共のように、その中心に居ない者にとって、時には断片的に直面したこともあって、それ等のことを緩く合わせてみると、何にかSAJの危機のようなものが感じられ、なんとかして我々の力を結集してSAJの突如い棒になれるようにしなければならぬ。ということが全国の指導員が横の連絡を取り合い組織化を計ろうという発想の源となったのである。

また、当時これと平行して指導員資格の国家検定教師への移行問題等が出ており、総てのスキーヤーに開かれた検定であり、受検も合格の



相互の意志の疎通と情報通達、コミュニケーションを計る上でその役割は大である。

日本スキー指導員会 会長 柴田信一

身分も何等SAJに拘束されるものではない。との話しが出たりして、長い間、つて出来上った指導員制度の混乱などが起きないよう自由に入り、自由に脱会できる機関があってもよいのではないかと、自由な考え方も生れた。しかしながら当時としては二つの問題と共に表面に出して会を作るわけにはいかなかった。

こんなことで口を開けばメリットは何か、と呼ぶ人の共感を得がたく、またアンケートによれば指導員受検者の49%が単に資格としてより認めていないことをみても、横の連絡をとって仲良く指導活動、といつても勿論共感を得がたいであろう。しかし時間をかけて本来の指導活動に取り組んで頂くことが重要であり、かつ出来そうなきがしている。

これからの指導員会の方向として、SAJが必要と思つても、やり難いこと、やり得ないこと。もしそんなものがあるとすれば、突如い棒である我々の力でやれるような方向に協力する役割を持たいと考えており、メリットと呼ぶ人のためにも具体的なことを計画しつつ、あり時間はかかっても会として一歩ずつ進んでいく考えである。全国の指導員のこの理解を念ずると共に、この会報の発行に尽力された在京の指導員会の幹事の皆様の大変なご苦労を思い感謝とお礼を申し上げます。

編集後記

創刊号の編集作業は南関東ブロックで担当するという、事前の話し合いができていて、神奈川、千葉両県の方々にもお集まり頂き、基本方針の打合わせを行なった。

その後は、中央事務局を中心に、原稿依頼、広告掲載の交渉、割付け等、短時間の中で慌しい作業となった。

しかし、いづれ劣らぬ素人同士の集まりのため、労多くして効薄い結果となったことは否めない事実です。

今後は、編集の基本要素をそれなりに身に付けたいと考えていますので、お見苦しい点等がありましたら、お詫び申し上げますと共に、ご容赦頂きたいと存じます。

なお、次号のためにご提案、アドバイス等がありましたら、日本スキー指導員会中央事務局まで、お知らせ頂ければ幸いです。

巻末ですが、創刊号発行にあたり、ご執筆を頂いた方々をはじめ、各スポンサー、広告情報提供者、印刷・製本その他にご協力を下さいました多くの皆さまに、この欄をかりて心から厚くお礼申し上げます。

八月二十六日総会終了後、常任幹事会が開かれ総会で確認された事業等の担当

を左記のように決定した。

総務部 元木、青木、杉山、林、事業部 中川、津守、松田、中川

なお、左記の委員も確認された。

財務委員 松浦、岡田、元木、津守

規約委員 菅、津守、荒井、服部

六十年総会から開催地は北から順にの

幹事会です。この決定は春の常任幹事会です。この決定は春の常任幹事会です。

次号会報については、次期総会開催地が編集方針を含め、原稿収集等の作業をお願いしたいと思います。

ただし発行までの制作面は、創刊号同様中央事務局で担当致します。

日本スキー指導員会会報編集委員会

阿部(東京) 荒井(東京) 安藤(東京) 奥住(千葉) 久保田(東京) 窪田(東京) 齊田(東京) 服部(東京) 林(東京) 日高(東京) 柳沢(神奈川)

INSTRUKTOR

日本スキー指導員会会報
(第一号)
(非売品)

昭和五十九年十二月二十五日発行

編集人 荒井 哲夫

発行人 柴田 信一

印刷所 水戸墨紙工機

東京都台東区馬場一三二一〇

発行所 日本スキー指導員会

(本誌に関するお問い合わせや投稿その他は左記宛にお願ひ致します)

〒114 東京都千代田区三崎町二一〇一五

平田ビル ユー・エー・デ・スク内

日本スキー指導員会 中央事務局

TEL 03・2633・6311

OGASAKA SKI

OGASAKA K&V

ひとすらスキーヤーのために考えて、今年もオガサカは...

国際スキー情報



大変動の季節

福岡スポーツ研究所
所長 福岡 孝純

かつてのヨーロッパの歴史をかえり見るとゲルマン民族の北から南への大移動といふのが紀元三三五年ごろから起っている。

この時の動機は直接にはフン族の侵入によるものであるといわれている。今日のヨーロッパで同じように南へ南へといふ一大民族大移動がおこっている。といってもこれは休眠での傾向のことであるが、しかし双方の大移動とも、太陽と豊かな自然を求めてという点では大きな共通点があるようである。

ネイスビッツのメカトレンドやトフラーの大変動などを引用するまでもなく、今日が情報化社会であるということは、子供でも把握しはじめてのこと。この情報化は今や我々の社会構造や生活様式を根底から変えはじめている。いわゆるハイテク(先端技術)やハイタッチ(高感性)という言葉が指標となるような社会が具現化されつつある。これらの状況の中でヨーロッパやアメリカにおけるスキーヤーの行動形態は急激に変化しつつある。まずあげられるのがバカンス客のスキー離れやウィンター・リゾートは混んだリゾートと駐車場とのことだが、この他に細かい理由が山ほどあるという。

そしてスキーに行く位なら「南の太陽の光豊かな暖かい海浜へ」といういわゆるパラダイス指向が増大している。このパラダイス指向は冬のみでなく夏期も山岳リゾート地帯から客を奪っている。オーストリアの例を挙げよう。本年度のドイツからチロル州への客は約30%も減少しているし、今までダントツでトップだったドイツから来る冬のリゾート客はオーストリア全体の26パーセントまで落ちこんでいる。冬のスキー客の敵はスイスやイタリアなど他の国のスキー場ではなく、南の海浜リゾート地帯なのである。冬のスキー客の希求する傾向も大きく変化した。まずドイツ人のニーズをとって見ると、47%は雪の上での散歩、33%がゲレンデスキー、29%がクロカンスキーを希望、オーストリアでは28%がゲレンデスキーと歩くスキー、12%は実際に歩くスキーだけを希望し、ツアースキーだけで良いと答えた人が4%もある。又スキー行の目的も、40%は「仲間や友達と楽しむ」、30%は「たのしく遊び太陽で体を焼く」ことが挙げられている。こうした中でスキースクールは重大な状況におかれている。すなわち積雪地帯の職業スキー教師はスクール離れにより客が減少し、危機的な状態となっている。

反面でドイツなどのスポーツクラブに属している都会のアマチュアスキー指導者は、引つ張りだこでスキーに誘われ、同行しているのである。これにはスキー客が「クラブやグループでの楽しい交流や活動を指向していること」、ミイイズムの徹底で「個人主義的になりよりアイデンティティのある都会の指導者と滑った方が楽しい」といったような理由が挙げられよう。今後はますますスキーヤー・テイメントの時間を増大させ、スキーヤー(アマニティ(快適性)感覚を充分与えられるよう配慮するようになっている。又アメニティを創出するセミナーを行ない、「如何に「居心地良く」させるか」ということに心を配っている。今迄は世界のスキーは職業教師の団体によりリードされてきたが、このような状況下にあるスキー教師はその存在自体が問われる状況となって来た。

この滑りこの楽しさ
3じゅうまる。

信州ビーナスライン
車山高原

シーズン中、毎日ナイター営業。
大型スノーマシンにより常にベストコンディション。

●ホテル・ビーナス収容350名棟 ●レストラン・スカイパザ収容500名棟、スカイシティ収容250名棟
●ブザンベンション・ウィレッジ1棟30名棟収容25名棟

■お問い合わせは
信州総合開発観光株式会社
〒391-03長野県茅野市ビーナスライン車山高原
☎0266-68-2626

世界のスキー指導の発展に貢献を



国際スキー教育連盟
名誉会長 シュテファン・クルツケンハウザー

*Schneider Klaus!
Hans Klaus!
Dr. Hans Schneider-Haus
Kurt Schneider-Haus
Hans und Frau Wolfshaus,
im Gebirge über der Stadt
in der Nähe von der
in der Gegend von der
Hans und Frau Wolfshaus,
im Gebirge über der Stadt
in der Nähe von der
in der Gegend von der*

日本におけるアルペンスキーの歴史は七十年になります。またオーストリアと日本とのスキーを通じての友好も七十年になります。

これらの歴史の中でスキーの技術論争はもう終結しました。この二十年間、日本はスキー技術のトップグループで活躍してきたのです。

そして今、スキー技術は単純明快になったのです。

日本は今日では世界のスキー大国であり、また重要な役割を果たす国であります。

私はこのたびの日本スキー指導員会の設立が、スキー指導の充実と、世界のスキー指導の一層の発展に貢献されんことを祈念致します。

一九八四年十一月十四日

組織の特色を明確に



日本スキー指導員会
副会長 堀 修一

日本スキー指導員会の会報が創刊されることになり、誠に慶びにたえません。昭和十五年、全日本スキー連盟がスキー指導員検定を始めて以来四十五年、検定システムも幾多の変遷をへて今日の充実した制度となりました。近年、指導員を取得する道は実に厳しく、かつ遠く、さらに資格維持の研修や行事に対する任務も重厚なものとなり、他の国家検定に類するものと比較しても優るとも劣らない内容を備えていると言えます。この伝統ある指導員システムを更に発展させ国際的に見ても日本独自の良さを延ばしていくべきと思います。

次代を背負う若者がより多く参画できるよう思考することも必要であり、大局的な見地から発案された会です。S.A.J.の傘下のもと皆さんで力を合わせて育て、いこうではありませんか。長い間準備にご苦労をされた事務局の方々、発会迄に遠路幾たびもご参下された各地の代表者に対し心から敬意と感謝を捧げる次第です。

私は指導員NO.3。第一期生の生き残りで、ただ古いと言っただけで副会長諸賢の挨拶を代行するようにとのことで、恐縮もし、また光栄と存じております。

会員こそって会報の活用と今後の充実に留意して頂き、情報交換・提議等にできるだけのご協力をお願い申し上げます。

発展のために役立ちたい



日本スキー指導員会
顧問 田 英夫

日本スキー指導員会がいよいよ活動を始めることは、本当にうれしいことであり、この設立に力をつくされた皆さんに心から敬意を表したい。

実は私の前任の東京都スキー指導員会会長の福岡孝行さんが、生前この日本スキー指導員会の誕生を心から願っていたという経緯があり、私どもはことさらにこの設立を心の底から喜んでいられるのである。勿論日本のスキー界の発展のために、永年にわたって活動を続けてこられた全日本スキー連盟は、まさしくスキー界の頂点であり、基礎スキーの分野でも、競技スキーの面でも、その中心であることはいうまでもない。

その全日本スキー連盟によって「指導員」としての資格を与えられ、日本の一般スキーの分野で、指導すべしとの役割を与えられた人達が、今や日本全国で二万四千余名を数える現状の中では、各都道府県指導員会の結成はもちろ、全日本の中では、この人達が手をつなぎ、技術の交流、指導方法の交換、人間関係の確立などに努めるのは、むしろ当然であり、遅かったとさえいえるのではないだろうか。

卒直にいつて、全日本スキー連盟と日本スキー指導員会の関係について、心配されるむきがあるやに聞くので、敢えてこの点にふれた次第である。

今後私も顧問という立場から、前記のような事情も考えながら、日本スキー指導員会のためにお役に立ちたいと願っている。

教育部

(国 外)	60 2 27 1 3 2	各指導員検定会場
	60 3 1 1 1 3	相池高原
	60 3 1 1 1 3	相池高原
	60 3 29 1 13	大鰐
	60 3 29 1 31	根池高原
	60 3 29 1 31	根池高原
	60 4 2 1 6	蔵王
	60 4 2 1 6	蔵王
	60 4 3 1 5	蔵王
	60 4 3 1 5	蔵王
	60 4 6 1 9	蔵王
	60 4 6 1 9	蔵王
	60 7 1 1 14	水上
	60 7 1 1 14	水上
	60 7 26 1 28	茨城高萩大心苑
	60 7 26 1 28	茨城高萩大心苑
	60 8 7 1 8	東京
	60 8 7 1 8	東京
	60 8 16 1 18	朱定
	60 8 16 1 18	朱定
	60 2 27 1 3 2	公認A級検定員検定
	60 3 1 1 1 3	フリースタイルスキー地区大会(長野)
	60 3 1 1 1 3	フリースタイルスキー公認審判員クリニック
	60 3 29 1 13	第29回全日本基礎スキー選手権大会
	60 3 29 1 31	第29回全日本基礎スキー選手権大会
	60 3 29 1 31	第30回全日本フリースタイルスキー選手権大会
	60 4 2 1 6	フリースタイルスキー公認審判員講習検定会
	60 4 2 1 6	公認スキー学校デニバーサリイ
	60 4 3 1 5	スイス、ナショナルデモ特別講演大会
	60 4 3 1 5	フリースタイルスキー強化指定選手権強化会宿
	60 4 6 1 9	第2回デモンストラーター強化会宿
	60 4 6 1 9	日本スキー研究協会強化会宿
	60 7 1 1 14	フリースタイルスキー強化指定選手権強化会宿
	60 7 1 1 14	フリースタイルスキー強化指定選手権強化会宿
	60 7 26 1 28	(バレー・モジュール)
	60 7 26 1 28	公認スキー学校公認会議
	60 8 7 1 8	フリースタイルスキー強化指定選手権強化会宿
	60 8 7 1 8	(アメリカル)

[illegible]

教育部

SSJA日程

- (一)役員改選期であり、役員とのコンタクトが得がたい。
- (二)総会が選任した役員の中で未だ承諾のない人がいて、役員のはり付けが出来ない。
- 以上のことで、常任幹事会だけで処理すべき問題でないと考え各地区からの代表者の参集をいただし理解を深めるため表記の会議とした。
- (一)規約の整備について
- (1)総会の日程 毎年一回以上、八月下旬に開催。
- (2)会計年度 毎年六月一日より始め翌年五月三十一日で終る。
- (3)会費について 各ブロック十万円の負担金として納入する。
- (四)会報を発行する。
- (1)B4版、二枚八頁位のもの。
- (2)企画を南関ブロックで。
- (3)東京で全会員分印刷、各指導員会に入数分まとめて送付、会員個々には各指導員会で配布してもらう。
- (二)昭和六十年度の総会を八月二十六日東京で開催、次期からは各地持ち回りとする話もあった。
- 五十九年七月十四日、常任理事会開催
- (一)八月二十六日に行う総会の会場を東京都スキー連盟会議室とする。
- (二)SAJへの認知申請を十月上旬開催のSAJ理事会に提出する。
- (三)会報の発行について。
- (1)発行回数を年一回。

(2) 発行の時期 十一月下旬をめぐとする。

(3) 会報名 スキーインストラクター・ジャパンとする。

(4) 広告を募集し、会報に掲載する。

(4) 加盟金についてはブロック十万円と決定済だが、県単位加盟の場合三万円とする。

(5) 財務委員のメンバーとして、松浦・岡田・元木・津守・服部の各氏にお願いした。

五十九年八月二十六日、昭和六十年年度日本スキー指導員会総会を東京都岸記念体育館で開催。

(一) 出席者 柴田会長、浅井、金井、菅、栗林、丹内、松浦各副会長、谷監査、岸、瀬川、田、三塚各顧問を始め常任幹事七名、幹事十二名、ブロック幹事八名、事務局関係五名の総勢四十四名の出席を得た。

(二) 役員紹介 荒井事務局次長。

(二) あいさつ 柴田会長。

田東京都指導員会長。

(四) 議長退出 菅副会長が議長となる。

(四) 報告事項。

(1) 規約の一部改正について。

(2) 会報の発行について。

(六) 質疑応答

(資) S A J の認可を必要とする根拠は何か

(答) 指導員が S A J の会員であり、その集りだから。

(答) 単なる親睦団体より公益法人の団体として認めてもらう方がベター。

スキー人よ
大志を抱け！



★好評発売中！

'85別冊スキージャーナル(第3集)——定価980円千300

基礎スキー・トレーニング・ブック

(監修/全日本デモ強化コーチ) 平川仁彦・小林平康・大谷陽一・山口正広

日本スキー教程

(財)全日本スキー連盟編著
B5変型/定価1600円千300

日本スキー指導教本

(財)全日本スキー連盟編著
A5判/定価1400円千250

〒160 東京都新宿区四谷3-11 ☎03(353)3051 振替東京0-33504 **碓スキージャーナル**

五十七年七月九日、仮称日本スキー指導員協議会、発起人準備委員会を開催。
 (一)発起人 準備委員会を全国的に広く委嘱する。
 (二)中央事務局を東京に設置し、担当者を定める。
 (三)規約草案の作製。
 (四)発起人会の開催を、八月二十八日、二十九日、東京で行う。
 (五)会の名称を日本スキー指導員協会と変更。
 五十七年八月二十八日、二十九日、仮称日本スキー指導員協議会設立発起人会を東京、田中旅館で開催。
 (一)参加者 北海道、山形、宮城、秋田、福島、栃木、茨城、埼玉、東京、千葉、神奈川、新潟、石川、大阪の各都道府県からスキー界の要人方々の参集を得た。
 (二)発起人代表者として元木氏(山形)よ

り、アマチュアの大同団結のために会の設立に賛意を表する。ことこの会の性格が、親睦団体であるのか、目的を通す会であるのか、はっきり決めてからしたいとの挨拶から
 (1)親睦では意味がない。SIA、専任教師協会を含め、将来全組織と共にあるのが今回の性格。
 (2)親睦を計る会でありたい。
 (3)SAJに協力する会でありたい等会の性格について熱心な議論が交わされた。
 (三)財 SAJの冠について
 冠があつた方がよい、不用と、意見続出したが、指導員はSAJの公認であり、指導員協会はその集まりであるからという意味で、規約案通り冠をつけることにした。
 翌二十九日、午前九時より、千葉の金井氏を議長とし、議事を進める。

(一)会の結成について、全員賛成。
 (二)加盟の方法、県単位の加盟とする。
 (三)正式名称を(財)全日本スキー連盟日本スキー指導員会とする。
 (四)結成の時期、加盟申込み手続き、準備総会等を経て、五十八年七月一日より五日迄の間に設立総会を開く。
 (五)会費について、年会費一人当り五〇〇円とする。
 五十八年六月十一日、日本スキー指導員会設立準備委員会を、東京田中旅館で開催。
 (一)参加者 北海道、山形、栃木、埼玉、東京、千葉、神奈川、岩手の各地から参集、事務局を合わせ二十一名の出席を得た。
 (二)日本スキー指導員会加盟に対する欠席指導員会の状況について
 (1)西日本ブロックについては、半数以上の加盟は期待出来る。近々に浅井氏にお願いする。
 (2)長野、新潟県は、専任教師協会との関係もあり、未だ煮つまつていないが、個人的にも入りたい意思をもらしている人もある。
 以上総合して、設立に踏み切った場合、大半の県の賛同が得られるものと判断される。
 (三)指導員会の目的について事務局で成文化すること。
 (四)入会資格は、各都道府県指導員会とする。
 (五)会費三百円×人数分をまとめて納入する。

日本スキー指導員会

設立までの経過報告

この経過報告書は五十七年七月九日の発起人準備委員会から五十九年八月二十六日開かれた総会までの経過を事務局議事録によつてまとめたものである。

国内大会一覧表

競技本部

期日	大会名	場所
59. 12. 8	*第4回クニミズ杯スキー大会	札幌
59. 12. 9	*第4回アサヒ杯スキー大会	札幌
59. 12. 10	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 11	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 12	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 13	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 14	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 15	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 16	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 17	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 18	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 19	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 20	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 21	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 22	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 23	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 24	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 25	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 26	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 27	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 28	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 29	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 30	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌
59. 12. 31	*第4回全日本スキー選手権大会	札幌

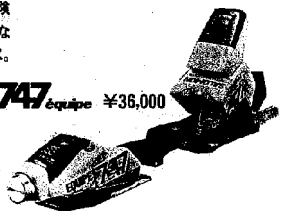
期日	大会名	場所	種別
60. 1. 16	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	男子
60. 1. 17	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	女子
60. 1. 18	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 19	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 20	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 21	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 22	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 23	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 24	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 25	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 26	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 27	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 28	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 29	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 30	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 1. 31	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 1	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 2	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 3	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 4	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 5	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 6	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 7	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 8	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 9	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 10	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 11	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 12	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 13	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 14	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 15	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 16	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 17	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 18	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 19	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 20	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 21	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 22	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 23	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 24	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 25	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 26	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 27	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 28	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 29	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 30	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合
60. 2. 31	第3回全日本スキー選手権大会	札幌	混合

ビンディングはいま、マルチコントロールシステムを得てスーパーセーフティになった。

安全を確信できてこそ、そのテクニックも存分に発揮される。だからこそ、スキーにおいて最も多く最も危険な「横転転倒」への対策として、サロモンは、あの多方向コントロール機構を開発。そして、さらに高度な安全と性能の追求から独創的なマルチコントロールシステムを開発した。体験して欲しい。このレスポンス。

S747 価格 ¥36,000

THE SUPER RACING MACHINE
MULTI CONTROL
SALOMON



サロモン・スポーツ販売株式会社 本社/〒103 東京都中央区日本橋小伝馬町2-3 川島ビル4F ☎03-669-0088 ●大阪営業所/☎06-306-0601 ●札幌営業所/☎011-271-1377

白銀に挑む!!

パワーアップ
オロナミンC

大塚化学

- (四) 会費が県単位となりブロックでなくなつたら都合はないか。
- (五) アブロック単位の方が、会費の徴収や納入、役員の選出等に都合が良いところもあり、ブロックを便宜的なものと考へたい。
- (六) 東北はブロックとしてまとめたので当分のままにしてほしい。
- (七) どちらでも選択できる余地を残したものが良い。
- (八) 会計年度、会費納入の時期について。
- (九) 会計年度は六月一日より翌年五月三十一日まで。
- (十) 会費納入は十月末までに事務局まで納入してほしい。
- (十一) 会計報告 荒井事務局次長より報告了承される。
- (十二) 協議事項
- (1) 事業計画について(林、常幹提案)
- 会報発行とその内容について。
- スキー研修館の設立を計りたい。
- スキー研修館の設立を計りたい。
- フンデスハイムのようなもので、ナショナルチームも利用出来るもの、二百人〜三百人収容。
- スキー研修館の設立については好評を受け、常幹幹事会で尚検討するよう委任される。
- スキー会館の設立もしたい。
- 会館に利用したり、ホテル、レストランも設けたい。
- (常幹に委任)
- (2) 事業予算について、別紙により荒井事務局次長より説明(了承)

スキーサロン開催中

毎月第2木曜日18時より夕食会費3千円
スキー界情報と提案等自由参加歓迎です
平安菜館地下鉄四谷3丁目3419333

- (3) 規約の補足と確認、林常幹幹事(別紙規約に修正済として掲載)
- (4) その他
- S A J から承認されるまで、指導員会名を冠をつけない名称にして置く。
- 冠問題、ブロック制については、何度も討議され、迂余曲折を経て出来たのであるから、今後なお、常幹幹事会で検討するよう一任してはどうか。
- (一任することに了承)
- 各県指導員会とスキー連盟との関係と会費について教えてほしい。
- 北海道 スキー連盟と別 五百円
東北 " " " 千円
東京 " " " 千円
千葉 " " " 千円
埼玉 連盟の組織内 三千円
- (四) 会長あいさつ
- 遠くからわざわざ参加してくれている人もあり、会議の時間が、非常に少なく、多額の旅費をかけてもつたないと思う。次期総会ももっとゆとり時間をかけ、十分討議し互いの疎通を計るよう計画をしてほしい。



林 権一

た時の一幕が印象に残り、懐かしさを離れません。

五十三年四月の冷たい雨の降る夜で、代々木駅近くのバブルレストラン、その名も「冬の部屋」でした。

話しの内容は日本スキーの将来展望

巻頭、柴田会長からのあいさつ文をはじめ、諸先生方より創刊号発行の祝辞等を頂戴しておりますが、当日本スキー指導員会は五十九年十一月二十五日(日)開全日本スキー連盟秋季評議員会において、その設立と届出は正式に承認を得ました。

顧みれば、五十七年春から友好県連で全国指導員会の母体設立を図ろうと、試案が出され推進したところ、一挙に盛り上がり文字通り全国スキー指導員会設立を呼びかける運びになりました。

この間、時には諸先輩を仰ぎ大小数十回に及ぶ打合わせ会議や、規約を中

日本スキー指導員会誕生と

S A J 承認を振り返り

で全国にスキー指導員の輪を拡げようと、まったく今日の話題と同じであったと記憶しています。

穏やかなお人柄でいて、強固な意志と広い包容力を持ち、日本スキー指導員会の熱心な推進者であられた先生が、今日この日本スキー指導員会の創立と S A J 承認を、天啓でどのようにお聞きなられたか、感無量の思いがあります。

(日本スキー指導員会 常任幹事)

幹事		常任幹事		顧問		監査		幹事		顧問	
○柴田 信一	(北海道)	○中川 伊佐美	(北海道)	○柳沢 須佐男	(南関東)	○宮本 忠五郎	(宮城)	○柳沢 須佐男	(南関東)	○堀 恒也	(山形)
○浅井 清治郎	(大坂)	○元 木 義夫	(北道)	○矢口 昭三	(南関東)	○谷 道夫	(茨城)	○三塚 正一郎	(神奈川)	○三塚 正一郎	(神奈川)
○金井 英一郎	(千葉)	○青 木 義夫	(北道)	○徳山 陽三	(東海・北陸)	○長井 新次郎	(東)	○山本 富雄	(群馬)	○山本 富雄	(群馬)
○菅 秀文	(南関東)	○林 権一	(南関東)	○太田 勝久	(西日本)	○荒井 哲夫	(東)	○顧問はアイエエオ順			
○小 林 茂	(北道)	○丹内 正一	(青森)	○吉田 晃一郎	(大坂)	○岡田 興一	(東)				
○西 原 雅	(東海・北陸)	○堀 修一	(東)	○小助川 瑞雄	(秋田)	○岡田 興一	(東)				
○松浦 益司郎	(神奈川)	○堀 修一	(東)	○小助川 瑞雄	(秋田)	○岡田 興一	(東)				
(副会長はアイエエオ順)											
○松浦 益司郎	(神奈川)										
○中川 伊佐美	(北海道)										
○元 木 義夫	(北道)										
○青 木 義夫	(北道)										
○林 権一	(南関東)										
○松田 正義	(東海・北陸)										
○中川 利夫	(滋賀)										
○津守 達男	(埼玉)										
○杉山 忠一	(東)										
○近藤 晃	(北海道)										
○福地 白	(北海道)										
○松谷 富彦	(東)										
○小沢 昭彦	(東)										
○須田 克彦	(北道)										
○古賀 澄夫	(北道)										

定評あるハンドメイドの製品群!!

(セーター、帽子)

手造りのきめ細やかさと、デザイン等の注文に一つ一つ対応してきた実績が、業界のトップメーカーとしての評価を頂くまでになりました。これからも皆さまのニーズに応えられるよう努めます。



ORIGINAL SNOWKNITTING
BOYA

株式会社 ヤマダ

本社 千244 横浜市戸塚区矢部町1576 ☎ (045) 864-8677(代)
東京事務所 千107 東京都港区赤坂5-5-9 赤坂スバルビル1F・3F
☎ (03) 588-0271(代)

以上

(総会) 第23条	総会には会長、副会長、常任幹事幹事、ブロック幹事(各ブロック6名)で構成する。 総会は原則として毎年一回開催する。
(会員へ) 第24条	総会とは協議機関として、必要に応じて会長が顧問、参与に出席を求めることができる。 (通知) 通知の総ては原則として会員あて送付される。
(議事録) 第25条	ブロック幹事会及び幹事会は議事録を作成し、議長及び出席者の代表2名が署名押印の上これを保存する。
(会計年度) 第26条	第6章 会 計 会計年度は毎年6月1日より5月31日までとする。
(会費) 第27条	当する。 1、年会費 各ブロック単位は10万円とし、各県単独参加のときは3万円とする。 2、寄付金 3、補助金 4、事業収入 5、その他の収入 第7章 雑 則
(細則) 第28条	本規約施行上必要な事項に関する細則は別に定めることができる。
(規約の改廃) 第29条 付 則	本規約の改廃は幹事会にて行う。 本規約は昭和58年10月30日より施行する。

3、監査の結果を報告、公表する

4、監査の結果、必要があると思つたときは幹事会を招集することが出来る。

（役員員の任期）

第14条 役員員の任期は2年とし、再任は妨げない。

（幹事会）

第5章 会 議

3、局長は常任幹事とし、次長は幹事とする。

4、局長は会長が任免する。

5、局員は有給とすることが出来る。但しその報酬は幹事会の議決を経て会長が定める。

め及び運賃に

(名称)
第1条 本会は(財)全日本スキー連盟
日本スキー指導員会という。
英文名

(事務所)
第2条 本会の事務所は東京都に置く。

(目的)
第3条 本会はスキー指導員相互の情報交換を活発にし、横の連絡をはかり親睦と併せて資質の向上をはかる。

(事業)
第4条 前条の目的を達成するための諸事業。

(財)
第5条 (財)全日本スキー連盟への協力。

第3章 会 員

(退会)
第9条 会員が退会するときはその理由を付し、退会届を会長に提出しななければならない。

第4章 役 員

(役員)
第10条 本会に次の役員をおく。
会長1名、副会長7名、常任幹事7名、幹事14名、監査3名

(役員の選任)
第11条 前条の役員は、次の各号の選出経過を経て総会で選任する。
1. 会長、監査は常任幹事会で推挙する。
2. 各ブロック(全国7ブロックより)副会長1名、常任幹事1名、幹事2名を選出する。
3. 会長推薦による副会長、常任幹事、幹事は若干名おくことができる。

(役員の職務)
第12条 会長は本会を代表する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が長事故あるときは合議により会長の代行をする。
3. 常任幹事は、会務について審議する。
4. 幹事は、第3条の目的に応じて、じた会の運営にあたる。

(監査の職務)
第13条 監査は本会の業務及び財産に関し、次の各号に定める業務をおこなう。
1. 財産、
2. 業務執行の状況を監査する。

(賛助会員)
第7条 本会の目的に賛同し、その事業に協力する個人または団体を賛助会員とする。
2. 賛助会員については別に定める規程による。

(名譽会員)
第6条 本会に名譽会員を推薦することができ。
2. 名譽会員については別に定める規程による。

(会員の義務)
第8条 会員は原則として本会の行う事業に協力または参加するものと

2 役員はその任期満了後でも、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

3 補充または増員により選任された役員の任期は、現任者の残存期間とする。

（役員会の解任）

第15条 役員が次の各号に該当したときは、幹事現在数3分の2以上の出席する幹事会に於て出席者の3分の2以上の議決を経て会長がこれを解任することができる。

1 心身の故障のため職務執行にたえられないと認められたとき。

2 職務上の義務違反、その他役員にふさわしくない行為があるとして認められたとき。

（役員の報酬）

第16条 役員は有給とすることができ、役員にふさわしくない行為があるとして認められたとき、決議を経て会長が定める。

（顧問、参与）

第17条 本会に顧問、参与をおくことができる。

2 顧問は本会の発展に特に寄与したものを、幹事会に図り会長が委嘱する。

3 参与は本会の役員として、特に功労のあつたものを幹事会に図り会長が委嘱する。

（局員）

第18条 本会の事務処理を行うために中央事務局を置く。

2 中央事務局の構成は次の通りとする。

局長1名、次長1名、局員若干名。

（幹事会）

第19条 幹事会は会長以下、副会長、常任幹事、幹事をもつて構成し、最高の議決機関とする。

2 幹事会は会長が招集する。但し、会長が必要と認めるとき、または幹事現在数の過半数から会議に付すべき事項を示して幹事会の招集を請求されたときはこれを30日以内に招集しなければならない。

3 幹事会の議長は会長もしくは副会長は会長の指名するものとなる。

（幹事会の定数及び議決）

第20条 幹事会は幹事現在数の2分の1以上の出席があれば開催出来ない。但し委任状をもつて他の幹事に委任したものは出席者とみなす。

2 幹事会の議事は、この規約に別段の定めがある場合を除き出席者3分の1以上の過半数をもって決し、可決、否決のときは議長が決する。

（常任幹事会）

第21条 常任幹事会は会長が招集する。

（ブロック幹事会）

第22条 ブロック幹事会は第5条の会員を以て組織する。

1 各ブロックはブロック幹事会を6名以内を選出する。

2 ブロック幹事会の協議事項及び運営については別に定める。